

Q 1 3 流域対策を治水計画に位置づけるためには？

A13 流域対策は河床掘削等の対策と異なり、河川管理者が管理していない施設を活用することが大きな特徴となっています。このことから、さまざまな施設を活用した流域対策のうち、流出抑制効果を治水計画で見込むためには、下記の担保を確保する必要があります。

- ・ 洪水時に、安定的かつ確実に流出抑制効果が発揮されること。
(責任の所在を明確にしておくこと)
- ・ 流出抑制機能が将来にわたって確実に確保されること。

武庫川水系河川整備基本方針(案)では、流出抑制効果を見込む流域対策施設を、下記の条件により選定しています。

対象施設は、公的組織(県、市など)が所有していることとする。

操作の確実性：ゲート操作などが不必要な構造とする。(自然調節形式による無操作を前提とする。)

管 理 責 任：整備主体、施設管理者、その他関係者等で、治水活用に伴う管理、運用面での責任の所在を明確にする。

これらを踏まえて、施設等の持つ本来機能が損なわれることなく、流出抑制機能が将来にわたって確保され、洪水時にも、その機能が安定的に発揮される施設を選定しています。その対象施設は、学校、公園、ため池、防災調整池です。

なお、水田貯留、各戸貯留等、上記以外の施設で講じる流域対策については、その流出抑制効果を治水計画で見込まないものの、関係機関、施設所有者、地域住民と連携して推進していくこととしています。